

市第2号議案

横浜市新たな劇場整備検討委員会条例の制定

横浜市新たな劇場整備検討委員会条例を次のように定める。

令和元年5月23日提出

横浜市長 林 文子

横浜市条例（番号）

横浜市新たな劇場整備検討委員会条例

（設置）

第1条 横浜市における文化芸術の創造及び発信の新たな拠点となり、まちの活性化につながる新たな劇場の整備を検討するため、市長の附属機関として、横浜市新たな劇場整備検討委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事務）

第2条 委員会は、市長の諮問に応じて、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について調査審議し、答申し、又は意見を具申する。

- (1) 新たな劇場の整備の検討に関する事項
- (2) その他市長が必要と認める事項

（組織）

第3条 委員会は、市長が任命する委員12人以内をもって組織する。

2 市長は、委員会に、特別又は専門の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員その他これに準ずる委員を置くことができる。

（委任）

第4条 この条例に定めるもののほか、委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

#### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

#### 提 案 理 由

横浜市における文化芸術の創造及び発信の新たな拠点となり、まちの活性化につながる新たな劇場の整備を検討する目的で、市長の附属機関として横浜市新たな劇場整備検討委員会を設置するため、横浜市新たな劇場整備検討委員会条例を制定したいので提案する。

**参 考**

地方自治法（抜粋）

第 138 条の 4 （第 1 項及び第 2 項省略）

普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。

第 202 条の 3 普通地方公共団体の執行機関の附属機関は、法律若しくはこれに基く政令又は条例の定めるところにより、その担任する事項について調停、審査、審議又は調査等を行う機関とする。

附属機関を組織する委員その他の構成員は、非常勤とする。

附属機関の庶務は、法律又はこれに基く政令に特別の定があるものを除く外、その属する執行機関において掌るものとする。